工場夜景包括プロモーション業務委託仕様書

１ 業務名

　工場夜景包括プロモーション業務委託

２ 業務の目的

　　富士市の工場夜景は世界文化遺産富士山を背景とした唯一無二の非常に魅力的なものであり、本事業において、工場夜景プロモーション動画の撮影、専用のウェブサイトの構築及びブランディングを徹底した各種製作物のデザイン等を行うことで、市内外に向けて戦略的なプロモーションを実施し、富士山がある日本で唯一の工場夜景都市である本市の魅力を発信し、本市への滞在時間を延ばし、ひいては市内への宿泊に結び付け、地域経済の活性化に繋げていくことを目的とする。

３ 委託期間

　契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

４ 業務内容

　下記内容に係る事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 今後の事業展開を進めるうえで必要となる、コンセプト設計・クリエイティブ企画・メディアプロモーション戦略立案を行う。併せて今後開催されるツアーや工場夜景サミットの際に活用できる各種製作物のデザイン案を制作する。

(2)　ドローンを使用した工場夜景プロモーション動画の制作。

　ア　動画は、本市が制作した工場夜景ガイドマップに掲載された、富士市内の工場を撮影すること。プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議を行い、構成を決定すること。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成すること。

　イ　他の工場夜景都市と差別化が図れる、本市ならではの工場夜景の特色、工場で働く人や製造される製品にもフォーカスした、企業側のプロモーションやイメージアップにも寄与する内容とすること。

　ウ　ドローンやアクションカメラなどの専用機材や撮影技術を駆使し、より魅力的な動画となるよう工夫すること。また、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続は受託者自身で行うこと。

　エ　動画はウェブサイトやデジタルサイネージ等での使用を想定した3分以下の本編と、広告配信を想定した30秒以下のダイジェスト版の2パターンを制作すること。ただし、受託者の提案を踏まえ、より効果的と考えられる場合は動画の長さの変更や、長さの異なるパターンの追加も可能とする。

　オ　動画の内容については、撮影を行う前に委託者と協議を行ったうえで内容を決定すること。

　カ　出演者、協力者等に関する調整を行うこと。また、出演者、協力者等の肖像権、音楽・映像・画像等の著作権に係る調整を行い、二次利用を含めた使用の許諾を得るとともに、出演料・使用料等は業務委託料の範囲で支払うこと。

(3)　⑵で制作するドローン映像を活用し、本市の工場夜景情報を発信する専用のウェブサイトを構築する。

ア　プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議し、決定した内容を基にウェブサイト構築及び情報発信を行うとともに、効果測定を実施すること。なお、提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、効果測定の可能な具体的目標値等を提示すること。

イ　効果的な発信に必要となる素材・文章等の制作及び提供を行うこと。Google翻訳等で翻訳できる設計とすること。

ウ　令和８年度以降２年間のウェブサイトの維持管理に関する、年間のランニングコスト及び効果的な運用に向けた提案をすること。

(4)　⑶で製作するウェブサイトへの誘導を目的にＷＥＢマーケティングを実施し、工場夜景関連施策をタイムリーに発信していく。その他、メディアプロモーション戦略の立案を行う。

(5)　⑶で製作するウェブサイトの維持管理業務

(6)　各種許可及び使用申請等の手続き

(7)　本業務全体の運営管理及び実績報告

５ 委託上限金額

　　　4,999,500円（消費税及び地方消費税額を含む）

６　成果品

　業務完了後、実績報告書及び本事業の映像記録等の成果品を下記のとおり提出すること。

(1)事業完了報告書（紙印刷２部、PDFデータ）

動画・ウェブサイト制作後のプロモーションに関する分析・効果検証の結果等を記載すること。

(2)動画を保存したデータメディア（１枚［DVD-R 等］）及び一覧表

ファイル形式は YouTube での再生及び DVD ドライブ付きパーソナルコンピュータでの再生及び複製が可能なデータ形式（MPEG4、WMV、AVI、MOV等）とすること。撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。

(3) 各種製作物のデザイン案・・・１式

７ 納品

(1)　納品場所

〒417-8601　静岡県富士市永田町1丁目100

富士市 産業交流部 交流観光課

電話：0545-55-2777　FAX：0545-55-2937

(2)　納入期限

　　・動画の撮影・制作：令和7年12月12日（金）まで

　　・動画を活用したウェブサイト制作：令和7年12月26日（金）まで

・各種製作物のデザイン案：令和8年1月30日（金）まで

・事業完了報告書：令和8年3月31日（火）まで

８ 注意事項等

(1)　本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、委託者及び受託者が協議のうえ、決定するものとする。

(2)　本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。また、本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。

(3)　映像・画像・音楽等の著作権・肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わないものとする。悪天候や地震等の災害や不測の事態によりイベント等を中止するなど、委託内容に変更が生じる場合は、委託者と受託者との協議の上、対応を決定する。